

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 4 回 松阪市施設使用料等検討委員会	
2. 開 催 日 時	令和 2 年 7 月 15 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分	
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・第 4 委員会室	
4. 出席者氏名	委 員	寺本 博美（委員長） 青木 俊樹 中西 幸男 中畑 裕之 中山 一男 平岡 豊子 保田 真宏
	事務局	家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、長崎 市政改革課施設マネジメント係長
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	2 名	
7. 担 当	松阪市 企画振興部 市政改革課 TFL 0598-53-4103 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

## 第4回松阪市施設使用料等検討委員会 議事録

と き：令和2年7月15日（水）午前9時30分～午前10時30分

と ころ：松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室

出席者：青木俊樹委員、寺本博美委員、中西幸男委員、中畑裕之委員、中山一男委員、平岡豊子委員、保田真宏委員

事務局：家城企画振興部長、岡本市政改革課長、長崎市政改革課施設マネジメント係長

傍聴者：2名

事 項：1. 検討事項

(1) 付属設備について

(2) 減免基準について

2. その他

・今後のスケジュール等について

---

(午前9時30分開始)

事務局)

ただ今より、第4回松阪市施設使用料等検討委員会を開催させていただきます。

当初は5月20日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み本日に延期いたしました。大変お忙しいなかご調整くださいます、まことにありがとうございます。

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、ここからは委員会要綱にしたがいまして、委員長が議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 1. 検討事項

委員長)

新型コロナウイルスで大変な状況になり、当初の予定より2ヶ月間遅れていますので、今後のスケジュールについては後ほど協議を行います。この日程調整の前に、第3回の委員会までに検討した「原価計算方法・受益者負担の考え方」についての変更事項等の確認を事務局からお願いいたします。

事務局)

「原価計算方法・受益者負担の考え方」についてですが、第3回の委員会では公園の「性質別負担割合」の説明の際、「占用」使用と説明していましたが、正しくは「専用」使用ですので訂正します。

また、「算定の例外」については、「政策的に特定の施設の利用促進を向上させるなどの目的や、近隣自治体の類似施設や民間施設との状況を鑑み、算定の結果と異なる使用料を定める場合は、庁内で別途協議を行い決定するものとします。」と、文言を追加し修正します。

委員長)

「算定の例外」に「近隣自治体の類似施設や民間施設との状況を鑑み」という文言を追加したのは、近隣自治体により高すぎる場合に利用者が他の自治体の公共施設を使用し、松阪市の公共施設を使用しないという状況に陥らないようにするためでしょう。

第3回の委員会での変更事項等の説明がありましたが、委員のみなさま、ご意見やご異議はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

委員のみなさまから異議はございませんでしたので、本日の「検討事項」の「付属設備について」の検討を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局)

前回の委員会において議論になった付属設備に係る使用料の考え方について説明します。

(主な内容)

- |   |
|---|
| <p>(1) 冷暖房設備に係る使用料について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・冷暖房の利用が必要不可欠になっているため、分かりやすい使用料設定の観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないことし、冷暖房に係る光熱水費は、施設使用料の原価に算入する。</li></ul> <p>(2) ナイター設備に係る使用料について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・グラウンド等のナイター設備については、定格ランプ電力により使用電力量を算出し、使用料額に反映させる。その際、施設使用料の原価算出時における光熱水費については、夜間利用時間に定格ランプ電力を掛けて使用電力量を出し、電気料金を掛けて算出したものを控除する。</li></ul> <p>(3) その他の付帯設備・備品等の使用料について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化施設等の音響設備や調光設備のように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用するものや個別に経費が発生するものについては、個別に料金を定める。</li></ul> |
|---|

委員長)

事務局から光熱水費に関する付帯設備についての説明がありました。冷暖房設備やナイター設備等の各施設に付帯している設備についての合理的な使用料算出についての検討を行います。委員のみなさま、ご意見やご質問はございませんか。

委員)

冷暖房設備の使用料についてですが、文化会館等の現行の使用料は使用した場合のみ徴収することになっていますが、今後は貸館の使用料に含めていくということで良いのでしょうか。

事務局)

そのとおりです。原則、冷暖房設備の電気代等については貸館の原価に含み使用料を算出します。

委員長)

ナイター照明についてのご質問はございませんか。

委員)

資料にある「松ヶ崎公園グランド」の照明使用料には、定格ランプ電力の42kWhに「17円」をかけていますが、この「17円」は何を表しているのでしょうか。

事務局)

昨年度のkWh当たりの電気代の実績値です。

委員)

「松ヶ崎公園グランド」の場合、施設自体の使用料とは別に照明使用料を設定し徴収するということですか。

事務局)

そのとおりです。ナイター照明が設置されている施設については、別途、照明使用料を設定し徴収します。また、先ほど説明しました冷暖房設備等の設備については原則として、施設使用料の原価に算入し、設備使用料を別に設定しないとしています。しかし、施設の利用状況、利用者の意向等に応じて、個別に経費が発生することが明らかものについては、個別に料金を定めることも可能としています。

委員長)

文化施設等は冷暖房や音響機器の使用において、他の施設は状況が大きく異なるため、設備の

使用料を個別に料金を定められるという事務局からの説明でした。

施設所管課)

---

現行のナイター照明の使用料は、事務局から案として示された電気代だけを算入するのではなく、それ以外に建設コストや維持管理コストを含めて算出しています。見直しにあたっては、今後どのように対応した良いのでしょうか。

事務局)

---

ナイター照明といっても、水銀灯やLED電灯等の施設の状況は様々であり算定額も施設によってばらつきが生じることは想定しています。その場合は、見直し方針案にある「算定の例外」において、「政策的に特定の施設の利用促進を向上させるなどの目的や、近隣自治体の類似施設や民間施設との状況を鑑み、算定の結果と異なる使用料を定める場合は、庁内で別途協議を行い決定するものとします。」と規定に基づき、整理してきたいと考えています。

委員長)

---

公共施設には新しい施設もあれば、古い施設もあり状況は様々でしょう。一律の基準ですべての使用料を算定できれば分かりやすくなりますが、すべての施設を網羅できる基準を設定することは困難であり、例外の規定を設けることは必要でしょう。

委員)

---

資料に例として示されているテニスコートのナイター照明の使用料は1面当たりの使用料ですか。

事務局)

---

資料の使用電力等の数値は、あくまで仮定の設定であり実績値ではありません。今後、ナイター照明の使用料を算出する場合は、利用者が使用する面だけを設定することになります。1面当たりの電灯のワット数から算出するか、全体の電灯のワット数から面積按分し算出するかは施設の状況に応じて調整します。

委員長)

---

事務局から示された「付属設備について」について、委員のみなさま、他に意見や異議はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

それでは、次の検討事項の「減免基準について」に入らせていただきます。事務局からの説明をお願いします。

事務局)

減免基準の見直し案について説明します。

(主な内容)

(1) 減免基準の基本的な考え方	
・減額・免除に相当する負担は公費で補うことになり、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から考えると、減額・免除については、政策的かつ特例的な措置として適用を限定すべき。	
(2) 減免基準	
①全施設共通の基準【条例に必須記載】	
市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき	免除
市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が共催するとき	免除
施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に応じた事業であって、公益に資すると認めるとき	免除
市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動・保育活動のために使用するとき	免除
市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が利用するとき	減額
市長又は市の執行機関の長が特に必要と認めるとき (施設の設置目的を考慮し、特別の事情があると認めるとき)	減額又は免除
②施設ごとの基準【条例に任意記載】	
各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的な措置として限定適用されるものであることを十分考慮し、公共性に乏しく趣味的な要素が強い活動による利用は減免の対象にしない等、誰から見ても必要と考えられる範囲で設定する。	
(3) 減免率の設定	
・原則、免除（100%）と減額（50%）の2段階とする。	

委員長)

公平性・公正性を保つ観点から、施設の使用に係る減免基準を定める必要があり、この考え方のもと、事務局から減免基準の基本的な考え方についての説明がありました。これについて、意見や質問はございませんか。

委員)

文化会館等では現状は高校が部活動で使用する場合も免除としていますが、今後は減免対象とはならないのでしょうか。

事務局)

全施設共通の基準として、義務教育までを免除対象として整理しました。

委員長)

公平性や必需性の観点から考えると、義務教育の活動として公共施設を利用する場合は、その使用料を免除するというのは当然であると考えます。現在の高校の進学率は高く、準義務教育の意味合いもありますが、事務局からの説明では、全施設共通の基準としては、義務教育までを免除とすることが市民の方にも理解を得やすいのではないかということでした。

委員)

「松阪市体育協会」、「松阪市老人クラブ連合会」、「松阪市子ども会連合会」が利用する場合は免除していますが、今後はどうなるのでしょうか。

事務局)

全施設共通の基準とするのではなく、施設の設置目的を考慮し、利用団体及び利用目的が減免対象と判断した場合において、施設毎の条例に規定することにより減免の対象となります。

委員)

事務局から示された全施設共通の基準案では、「市又は市の執行機関が共催する場合は免除」となっているため、免除とするかの可否は、市が共催するかの判断が大きく関係するでしょう。例えば、自治会開催の祭りは、市の共催となり、免除となるのでしょうか。

事務局)

市の共催とはならず、自治会が単独で開催する祭りを免除するかは、施設の設置目的を考慮し、施設毎の減免基準として規定できるかで判断することになります。

委員長)

市の共催とする判断は、団体と連携し企画の運営を共同して実施する場合であり、免除とする全施設共通の基準としては分かりやすいのではないのでしょうか。

その一方で、施設毎に設定する減免案をどのようなプロセスで決定するのかを定める必要があるように考えます。前回の委員会でも紹介した茨木市では「公の施設使用料免除団体審査会」を開催し、決定しています。新たに委員会や審議会を立ち上げることは最善ではないかもしれま

せんが、基準から外れる各施設の裁量の部分を審査する仕組みが必要でしょう。

委員)

算定の例外や施設毎の減免規定を決定する方法を示してもらする必要があります。

事務局)

算定の例外や施設毎の減免案については、施設所管課と市政改革課が協議し、最終的な可否は「松阪市施設マネジメント推進委員会」において決定します。

委員)

減免基準の方向性については問題ないように感じますが、算定の例外等の決定のプロセスだけは実際に施設を運営するためにも明確にする必要があるでしょう。

委員長)

先ほど「松阪市施設マネジメント推進委員会」について事務局から説明がありましたが、総務省から作成を依頼されている「公共施設等総合管理計画」に関連した委員会ですか。

事務局)

「松阪市施設マネジメント推進委員会」は、公共施設マネジメントを実現するために施設所管課等の主に課長級で組織された庁内委員会です。公共施設等の最適管理の検討についても所掌事務であるため、使用料や減免規定等の管理運営に関することについても、この委員会で全庁的な判断のもと検討していきます。

委員長)

事務局から庁内の検討体制についての説明がありました。減免基準案については、100%免除と50%減額の2段階だけでなく、30%等の別の減額割合も必要ではないでしょうか。

事務局)

使用料の見直しを行っている多くの市町でも、100%と50%の2段階を原則としています。

委員長)

2段階であることは理解しやすいと感じますが、利用者が納得してもらえるような説明も必要と感じます。また、公民館活動の減免基準はどうなるのでしょうか。

事務局)

施設の条例には設置目的が記載されていますので、その目的に合致した団体がその目的の達成のために行う活動は、施設ごとの減免基準として規定し、減免対象とします。公民館については、その設置条例において、「社会教育法第24条の規定に基づき設置する」とされ、その管理運営規則において使用料の免除は、「社会教育法第10条に規定する松阪市にある社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき。」等と規定しています。今後は、この使用料の免除の規定を条例に記載し、免除の対象とすることを検討します。

委員長)

減免とする場合はその根拠を示し、曖昧な運用にならないような措置が必要であり、その決定体制は確立するべきでしょう。また、「市長が特に必要と認めるとき」として減免とする場合は、曖昧な運用とならないように注意が必要です。条例改正は議会で審議することとなり、市民にとっても分かりやすい記載である必要があるでしょう。

ここまで減免基準について事務局から説明がありましたが、委員のみなさま、他に意見や異議はございませんでしょうか。

—委員より異議なし—

## 2. その他

委員長)

本日の検討事項については承認いただきましたが、つづきまして事項書2の「その他」の「今後のスケジュール」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局)

新型コロナウイルスの影響に延期したことに伴う今後のスケジュール案は次のとおりです。今回の委員会終了後、各施設所管課において、改正使用料の算出及び、利用者等の状況をふまえた改正減免案の作成を行い、庁内調整・検討を行います。使用料案及び改正減免案は、11月開催予定の第5回の委員会において提示し、検討していただきます。12月開催予定の第6回において、市長へ提言していただく見直し方針についての最終検討を行っていただきます。

検討委員会後のスケジュールとしては、来年2月に議会説明、3月にパブリックコメント、各施設所管において利用者説明を経て、6月の議会に条例改正を上程し、令和4年4月から改正使用料等を適用する予定です。

委員長)

当委員会では12月まで検討を行うというスケジュール案が事務局から示されましたが、委員のみなさまご質問等はありませんか。

委員)

令和4年の改定以降は、何年毎に見直しを行っていく予定でしょうか。

事務局)

現在のところ、社会情勢が大きく変わらない限りは5年周期で見直しすることを予定します。

委員長)

頻繁に使用料を改定することは、庁内の改定作業の労力や利用者の利便性を考えても現実的ではないでしょう。事務局から5年周期で見直しする予定であることが示されました。このことを含めて、他に意見等はありませんか。

他に意見等はないようですので、次回の第5回の委員会の開催日について事務局から説明をお願いします。

事務局)

第5回の委員会は11月10日に開催します。時間等の詳細については後日連絡しますので、よろしくお願いいたします

委員長)

本日の協議事項はすべて終了いたしました。全体を通して、委員のみなさまからご質問・ご意見はありませんか。委員のみなさまから意見等はないようですので、これにて、本日の議事は終了とします。

事務局)

本日は貴重なご意見をありがとうございました。これまでの委員会で検討した見直し方針案にもとづき算出した改正使用料案や減免基準案を、次回の委員会で提示いたしますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

以上  
午前10時30分終了